

雲南市公共施設等総合管理計画

実 施 方 針 (案)

(第3次：令和8年度～令和17年度)

雲南市

令和8年3月

目 次

1. 基本的な考え方	P 1
(1) 策定の目的	P 1
(2) 実施方針の位置付け	P 1
(3) 取組期間	P 1
(4) 対象施設	P 2
2. これまでの実施方針の取組	P 3
3. 見直しにおける共通事項	P 4
(1) 共通基本方針	P 4
(2) 見直し方針の種類	P 4
4. 施設分類ごとの基本的な方針	P 6
(1) 市民活動系施設	P 6
(2) 行政系施設	P 7
(3) 保健・福祉施設	P 8
(4) 子育て支援施設	P 8
(5) 産業系施設	P 9
(6) 市営住宅	P 10
(7) 学校教育系施設	P 10
(8) 社会教育系施設	P 11
(9) スポーツ・レクリエーション系施設	P 12

1. 基本的な考え方

(1) 策定の目的

雲南市では合併前の旧町村で保有していた公共施設（本実施方針では公共建築物をいう。）を引き継ぎ、類似の施設を多く保有しています。これらの公共施設を維持管理していくためには多額の経費が必要であること、また公共施設のあり方については、市民ニーズや社会的なニーズの反映に努めるとともに、人口規模などに見合った適正化を実現する必要があることから、平成28年3月に雲南市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）を策定し、この総合管理計画の実行性を高めるため、総合管理計画実施方針（第1次（平成30年度～令和3年度）、第2次（令和4年度～令和7年度））を策定し、具体的な見直しに取り組んできました。

これまでの取組により公共施設の総量は減少したものの、将来にわたって安定的な財政運営にしていくため、引き続き公共施設の保有量、配置の適正化に取り組むこととして、総合管理計画実施方針（第3次）（以下、「第3次実施方針」という。）を策定するもので

す。

(2) 実施方針の位置付け

第3次実施方針は、公共施設の適正化に向けて総合管理計画に定める基本方針「①保有量、配置の適正化」への取組について、施設分類ごとの実施方針を定めるものです。

この実施方針に基づき、見直しに取り組んでいく施設の選定は、施設の現状を定量化するなどの方法により、個別施設計画などで施設の課題や対策の優先度を示しながら決定します。

総合管理計画に定める基本方針「②維持、管理の適正化」への取組については、個別施設計画、または、その他計画に定め、「事後保全型」から「予防保全型」への転換に努め、生涯コストの縮減、平準化及びサービスの向上に取り組みます。

【雲南市公共施設等総合管理計画（平成28年3月策定、令和8年3月改訂）】

計画期間 40年間（平成28年度～令和37年度）

基本方針 ①保有量、配置の適正化

处分、廃止、集約化、機能の複合化、転用、広域連携、民間活力の活用、
新規整備の抑制等

②維持、管理の適正化

計画的な管理への転換、点検・診断の実施、長寿命化・健全化による安全性、
機能の確保、新技術・新制度の導入、管理情報の一元化

(3) 取組期間

第3次実施方針の取組期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

本実施方針は、社会情勢の変化や取組状況に基づいて適宜見直しを行うものとします。

(4) 対象施設

令和6年度末で保有している施設（公共建築物）のうち、これまでの実施方針と同様に、法令で設置が義務付けられている施設（学校施設）、生命・安全に関連する施設（医療施設、消防施設、インフラ施設）、建築物の規模がわずかな施設などを除いた施設を対象とし、施設分類ごとの基本的な方針に基づき取り組むこととします。

【第3次実施方針 対象施設分類（令和8年3月末見込み）】

施設分類	施設数	施設分類	施設数	
市民活動系施設		学校教育系施設		
交流センター	29		給食センター	3
集会施設	21		その他学校教育施設	5
旧学校等施設	6	社会教育系施設		
行政系施設			ホール	3
庁舎等	14		図書館	1
保健・福祉施設		スポーツ・レクリエーション系施設		
保健・福祉施設	13		体育館	8
子育て支援施設			野球場	5
保育所			その他スポーツ施設	6
幼稚園			宿泊保養施設	5
こども園			温浴施設	5
その他子育て支援施設	8		道の駅	6
産業系施設			その他観光関連施設	3
農林施設	6	合計		
畜産施設	5		213	
市営住宅				
市営住宅	40			

※1施設内に区分け等して複数の施設がある場合は、主となる施設分類に施設数を計上しています。

※上記によらず、1施設内であっても体育館、野球場、その他スポーツ施設及び宿泊保養施設は、種別ごとに施設数を計上しています。

※令和6年度末の保有施設に、令和7年度中の見直し（旧海潮中学校を海潮小学校に転用）を反映しています。

【対象外施設】

「学校施設」「医療施設」「消防・防災施設」「上水道施設」「下水道施設」「交通関連施設」「公園」等

2. これまでの実施方針の取組

第1次実施方針（平成30年度～令和3年度）と第2次実施方針（令和4年度～令和7年度）の取組期間8年間において、見直しまたは更新を進め取組が完了した施設は次の表のとおりです。

これまでの実施方針等において、見直し方針を定め見直しに向けて取り組んできた中では、関係者との調整や建設時の補助金関係の整理等を理由に未完了となっている施設があります。第3次実施方針においては、あらためて全対象施設を点検し、関係者には丁寧な説明を行いながら取組を進めます。

見直し方針	施設数	完了施設※括弧内は見直し後の状態等
廃止	21	旧飯石幼稚園、旧久野小学校、吉田迫上教職員住宅、掛合下佐中教職員住宅、旧鍋山幼稚園、掛合農産物加工場、木次畜産集合検査場、掛合集畜センター、吉田林業総合センター、掛合集出荷センター、定住促進住宅基町団地、定住促進住宅川井団地、定住促進住宅木次団地、（旧）雲南市役所本庁舎、市役所新市書庫、三刀屋総合センター書庫、幡屋体育館、飯石生活改善センター、中野多目的集会センター、波多集会センター、掛合ふるさと活性化センター
譲渡	10	掛合総合営農指導センター、食の幸ふるさと屋、鉄とアクションとグリーンシャワーの森・栎山エリア、稻わら工房、在宅生活復帰準備施設、漆仁の里交流館、後根波コミュニティセンター、川手公会堂、大宝集会所、入間集会センター
集約化	7	木次こども園（集約・更新）、木次・三刀屋・吉田・掛合学校給食センター（中央学校給食センター）、鉄の未来科学館（廃止）、大東体育文化センター（廃止）
複合化	4	大東総合センター・大東健康福祉センター 掛合総合センター・掛合交流センター
転用	5	旧久野幼稚園（久野交流センター）、旧海潮中学校（海潮小学校）、旧温泉小学校（教育支援センター）、（旧）加茂交流センター（加茂児童クラブ）、三刀屋畜産集合センター（除雪車庫）
更新	7	春殖交流センター、加茂交流センター、上下水道局庁舎、国民宿舎清嵐荘、永井隆記念館、木次子育て支援センター、公営住宅基町団地（公営住宅三刀屋第2団地）
合計	54	

3. 見直しにおける共通事項

(1) 共通基本方針

- ①総合管理計画及び第3次実施方針に基づいて、各施設の存続、統廃合、転用、譲渡等のあり方検討を行う中では、施設の現状を定量化（維持管理経費、老朽度、修繕見込み、利用者の推移、類似施設の設置状況などの数値化）するなどの方法により、施設の課題や対策（見直し等）の優先順位を示しながら検討していく。
- ②主として行政が提供する必要があるサービスや一般的な日常生活で必要とされるサービスを提供する施設は、見直しを進めながら存続させる。一方で、民間でも同様なサービスが提供され競合するような施設は、民間活力の有効活用を検討する。
- ③施設の老朽化等に伴う対策の検討においては、現施設の建替、改修のみならず、他施設で代替（転用、集約化、複合化等）できないかについても十分検討する。
- ④施設に突発的な安全性や機能の低下が発生し、復旧等に大きな財政負担を伴う場合には、当該施設の特性を踏まえながら、施設利用の休止が可能と判断できれば、応急対策等を行わず、施設を使用中止とし、対策を検討する。
- ⑤廃止及び譲渡に向け取組を開始した施設は、維持管理経費を極力抑制するため、最低限の安全性の確保のみを行い、施設を使用する。
- ⑥施設の特性に合わせ、適正な規模、機能を検討し、利用者負担や維持管理方法の適正化に取り組む。
- ⑦指定避難所等の地域防災の機能を持つ施設については、見直しの検討にあたり、代替の施設や避難対応の方法等を考慮する。
- ⑧施設分類ごとに総括部門（行財政改革推進課）と施設所管部署が連携し、あり方検討を進める。見直しによる影響等を勘案し、外部意見の取り入れや検討組織の構築についても検討する。

(2) 見直し方針の種類

①廃止・使用中止

- ア. 耐震性や老朽化による安全性等の問題があり、長期的な使用が見込めない施設
- イ. 施設規模に対して利用が少なく、近隣施設等で代替が可能である、または代替の必要がない施設
- ウ. 同類施設の保有量を抑制するために見直す施設

②譲渡

- ア. 民間でも同類のサービスを提供していて、安定的な運営が可能な施設
- イ. 特定の使用目的で使用者や対象地域などが限定的な施設

③集約化・複合化

- ア. 同一の機能を持つ施設を統合（集約）、または異なる機能を持つ施設を統合（複合）
することで効率化やサービス向上が期待できる施設

※集約化・複合化は、既存施設へ機能移転と新規整備を伴う場合があります。

④転用

- ア. 設置目的が薄れたり、利用が少ない施設で用途変更して有効活用が期待できる施設

⑤管理運営改善

- ア. 適正な規模や必要な機能を検討し、改善すべき施設

- イ. 適切な利用者負担や維持管理方法の見直しを行い収支改善すべき施設

- ウ. 維持管理経費に占める公費負担額の割合が高い施設

※公費負担額は、一般財源所要額で扱い、同類施設の中で維持管理経費に占める割合
が高い施設などを優先的に改善に取り組んでいきます。

- エ. 施策推進のため施設や事業のあり方を検討すべき施設

4. 施設分類ごとの基本的な方針

(1) 市民活動系施設

○交流センター、集会施設、旧学校等施設

○交流センター

- ・地域の活動拠点及び防災拠点としての機能を整備し、地域自主組織の運営管理を基本として施設を存続する。
- ・建物環境等を勘案しながら、機能の複合化による拠点の充実が期待できる場合は、複合化を検討する。

○集会施設

- ・地元等に利用者が限定的な施設は、設置経緯を勘案しながら、地元等への譲渡に向けた取組を行う。
- ・利用状況や近隣施設の状況等を勘案し、設置目的が薄れた施設あるいは機能が重複した施設は、転用または廃止に向けた取組を行う。

○旧学校等施設

- ・「廃校跡地に関する雲南市の基本方針」の策定から相当の期間が経過したことから、地域と活用に向けた検討が終了したと見なされる施設（3年以上にわたり検討が休止状態の施設など）については、検討の終了を決定する。
- ・地域との活用に向けた検討が終了した施設は、民間活力の活用（民間譲渡、貸与）による地域振興の可能性を検討しながら、最低限の維持管理を行い存続させ、安全性の確保が困難になった場合には、使用中止とする。

【施設一覧】

施設分類	施設名	所在地
交流センター	大東交流センター、春殖交流センター、幡屋交流センター、佐世交流センター、阿用交流センター、久野交流センター、海潮交流センター、塩田交流センター	大東町
	加茂交流センター	加茂町
	八日市交流センター、三新塔交流センター、（新市交流センター）、下熊谷交流センター、斐伊交流センター、日登交流センター、西日登交流センター、温泉交流センター	木次町
	三刀屋交流センター、一宮交流センター、飯石交流センター、中野交流センター、鍋山交流センター	三刀屋町
	吉田交流センター、民谷交流センター、田井交流センター	吉田町
	掛合交流センター、多根交流センター、松笠交流センター、波多交流センター、入間交流センター	掛合町

集会施設	海潮コミュニティセンター、大東ねんりんセンター、向島集会所	大東町
	砂子原自治会館、加茂集会所	加茂町
	木次町郷土文化保存伝習施設、温泉高齢者活動促進施設、木次勤労者総合福祉センター（サンワーク木次）、尾原地域づくり支援センター、勤労青少年ホーム（木次農村勤労福祉センター）、新市中央集会所	木次町
	根波生活改善センター、伊萱農業構造改善センター、坂本集会センター	三刀屋町
	民谷集落センター、深野集落センター、吉田町生涯学習交流館	吉田町
	長迫集会センター、志食集会センター、下多根集会センター、舟津集会センター	掛合町
旧学校等施設	旧阿用幼稚園、旧塩田小学校	大東町
	旧西日登幼稚園、旧温泉幼稚園	木次町
	旧飯石小学校、旧中野小学校	三刀屋町

※括弧表示は、主となる他機能を持つ施設内に区分け等して、機能を設置している施設

(2) 行政系施設

○庁舎等

- ・庁舎施設については、行政DXの推進等により効率的で利便性が高い空間づくりやサービス提供に向けて取り組む。
- ・総合センターについては、市民サービスの維持、向上を前提とした身近な窓口機能等の検証、再構築を進め、あわせて、施設ごとの建物環境等を勘案し、複合化による施設の多機能化や有効活用なども検討する。
- ・原子力災害などの大規模災害に関連する非常時代替本部機能を確保する。
- ・中長期的には、ペーパレス化の取組により書庫の統廃合を進める。

【施設一覧】

施設分類	施設名	所在地
庁舎等	大東総合センター、大東総合センター書庫	大東町
	加茂総合センター	加茂町
	雲南市役所本庁舎、市役所里方分庁舎、木次総合センター、人権センター、市役所旧分庁舎書庫、歴史資料収蔵センター、上下水道局庁舎	木次町
	三刀屋総合センター	三刀屋町
	吉田総合センター	吉田町
	掛合総合センター、掛合総合センター書庫	掛合町

(3) 保健・福祉施設

○保健・福祉施設

- ・使用状況や将来需要等を勘案しながら、管理運営方法の見直しや廃止、譲渡可能な施設についてはそれぞれ廃止・譲渡も検討する。

【施設一覧】

施設分類	施設名	所在地
保健・福祉施設	大東町地域福祉センター、(大東健康福祉センター)	大東町
	加茂健康福祉センター、障がい児デイサービスセンター	加茂町
	(木次健康福祉センター)、生き甲斐と創造の作業場、斐伊高齢者交流施設、日登高齢者交流施設、木次町高齢者コミュニティセンター	木次町
	三刀屋健康福祉センター	三刀屋町
	吉田健康福祉センター、吉田高齢者住宅	吉田町
	掛合健康福祉センター、入間コミュニティセンター、掛合町ミニ福祉センター	掛合町

※括弧表示は、主となる他機能を持つ施設内に区分け等して、機能を設置している施設

(4) 子育て支援施設

○保育所、幼稚園、こども園、その他子育て支援施設

- ・将来的な児童数等を勘案しながら、機能、サービスの必要量の確保のために必要な施設を維持する。
- ・市内の私立、委託、直営施設の設置状況を考慮の上、施設のあり方についての検討を行う。
- ・利用者ニーズ等に基づきサービスの充実に向けた検討、対策を行う。

【施設一覧】

施設分類	施設名	所在地
保育所	大東保育園、かもめ保育園	大東町
	斐伊保育所	木次町
	三刀屋保育所	三刀屋町
保育所型認定こども園	加茂こども園	加茂町
	吉田保育所、田井保育所	吉田町
	掛合保育所	掛合町
幼稚園	佐世幼稚園	大東町
	寺領幼稚園	木次町

幼稚園型 認定こども園	大東こども園、西こども園、海潮こども園	大東町
	斐伊こども園	木次町
	三刀屋こども園	三刀屋町
幼保連携型 認定こども園	木次こども園	木次町
その他子育て 支援施設	ちゃれんじクラブ、西児童クラブ、（させ児童クラブ）、（だいとう病児・病後児保育室「つくし」）	大東町
	加茂児童クラブ、加茂子育て支援センター、（加茂こども園病後児保育施設）	加茂町
	（きすき児童クラブ）、斐伊児童クラブ、（寺領児童クラブ）、木次子育て支援センター、子ども家庭支援センター里方教室	木次町
	三刀屋放課後児童クラブ、（三刀屋病後児保育室「たんぽぽ」）	三刀屋町
	（掛合子育て支援センター）、（掛合保育所病後児保育室）	掛合町

※括弧表示は、主となる他機能を持つ施設内に区分け等して、機能を設置している施設

(5) 産業系施設

○農林施設、畜産施設

- ・受益者が限られており、施設を譲渡することにより有効活用や民間活力が活かされる施設は、民間譲渡に向けた取組を行う。

【施設一覧】

施設分類	施設名	所在地
農林施設	南加茂木材流通拠点施設	加茂町
	きすき有機センター、木次林業総合センター、下布施農村体験施設	木次町
	三刀屋総合営農指導拠点施設	三刀屋町
	雲南吉田木材流通拠点施設	吉田町
畜産施設	大東堆肥センター、山王寺牧場	大東町
	木次堆肥センター	木次町
	繁殖和牛センター、吉田集畜場	吉田町

(6) 市営住宅

○市営住宅

- ・公営住宅法等に基づいた適正な管理を行う。
- ・公営住宅等の効率的な供給を図るため、社会的及び物理的な特性等を踏まえて地域単位での団地の集約・再編に向けた取組を行う。

【施設一覧】

施設分類	施設名	所在地
市営住宅	公営住宅[5件]：西の宮、三峠、大多和、阿用、春殖 改良住宅[1件]：向島 定住促進住宅[1件] グランデ大東95	大東町
	公営住宅[4件]：中村、東谷、宇治、宇治亀山 定住促進住宅[2件]：宇治亀山、加茂中	加茂町
	公営住宅[7件]：村方、澄水、下熊谷第2、八日市、三日市、東日登、そら山 特定公共賃貸住宅[1件]：里方 定住促進住宅[1件]：木次東	木次町
	公営住宅[4件]：三刀屋、萱原、西の原、三刀屋第2 特定公共賃貸住宅[1件]：古城 定住促進住宅[1件]：古城	三刀屋町
	公営住宅[3件]：下町、瑞光、深野 特定公共賃貸住宅[1件]：瑞光 定住促進住宅[1件]：瑞光	吉田町
	公営住宅[4件]：中郡、平岩、上郡、緑ヶ丘 特定公共賃貸住宅[2件]：中郡、下郡 定住促進住宅[1件]：上佐中	掛合町

(7) 学校教育系施設

○給食センター、その他学校教育施設

○給食センター

- ・将来的な児童数の推移や管理運営の効率性を勘案し、施設の集約化に向けた取組を行う。

○その他学校教育施設

- ・教職員住宅については、教職員からの需要が減少しているため、利用が見込まれない施設は、転用や民間譲渡、または廃止に向けた取組を行う。

【施設一覧】

施設分類	施設名	所在地
給食センター	大東学校給食センター	大東町
	加茂学校給食センター	加茂町
	中央学校給食センター	木次町
その他学校教育施設	木次教職員住宅、教育支援センター	木次町
	三刀屋教職員住宅	三刀屋町
	吉田上町教職員住宅	吉田町
	掛合郡教職員住宅	掛合町

(8) 社会教育系施設

○ホール、図書館、その他社会教育施設

○ホール

- ・老朽度及び利用状況等を勘案し、施設のあり方を検討する。
- ・維持管理経費に占める公費負担額の割合が高く、施設単独での管理運営の改善が困難な場合は、代替施設への集約化などを含めた検討を行う。

○図書館、その他社会教育系施設

- ・管理運営の改善に努め、施設を存続する。

【施設一覧】

施設分類	施設名	所在地
ホール	古代鉄歌謡館	大東町
	加茂文化ホール	加茂町
	木次経済文化会館	木次町
図書館	(大東図書館)	大東町
	(加茂図書館)	加茂町
	木次図書館	木次町
その他社会教育施設	加茂岩倉遺跡ガイダンス	加茂町
	永井隆記念館、永井隆博士生い立ちの家	三刀屋町
	「菅谷たら山内」及び周辺施設、吉田町郷土資料館	吉田町

※括弧表示は、主となる他機能を持つ施設内に区分け等して、機能を設置している施設

(9) スポーツ・レクリエーション系施設

○体育館、野球場、その他スポーツ施設

- ・利用状況や老朽度、配置状況等を考慮し、施設のあり方の検討を行う。
- ・施設の安全維持に努め、国民スポーツ大会の開催及びレガシーの継承を踏まえた将来需要を見通しながら、施設の集約化や複合化に向けた取組を行う。

【施設一覧】

施設分類	施設名	所在地
体育館	大東公園体育館	大東町
	加茂中央公園B & G海洋センター	加茂町
	木次体育館、斐伊体育館	木次町
	三刀屋文化体育館	三刀屋町
	吉田勤労者体育センター	吉田町
	掛合体育館、掛合体育振興センター	掛合町
野球場	大東公園野球場	大東町
	加茂中央公園野球場	加茂町
	木次運動公園野球場	木次町
	明石緑が丘公園野球場	三刀屋町
	掛合野球場	掛合町
その他スポーツ施設	大東公園（多目的広場、テニスコート）、大東ふれあい運動場（陸上競技場、球技場）	大東町
	加茂中央公園（多目的広場、テニスコート、ターゲット・バードゴルフ場）	加茂町
	斐伊川河川敷公園（テニスコート）、健康の森（テニスコート）	木次町
	三刀屋明石緑が丘公園（パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場、サッカー場、テニスコート、ゲートボール場）	三刀屋町

○宿泊保養施設、温浴施設、道の駅、その他観光関連施設

○宿泊保養施設

- ・維持管理経費に占める公費負担額の割合が高い施設は、管理運営の改善に向けた取組を行う。
- ・施設の特性や利用状況を勘案し、施設を譲渡することにより有効活用や民間活力が活かされる施設は、民間譲渡に向けた取組を行う。

○温浴施設

- ・維持管理経費に占める公費負担額の割合が高い施設は、管理運営の改善に向けた取組を行う。
- ・市内に民間施設があることから、公設施設については、総量抑制に向けた検討を行う。また、温浴施設では、機器設備に関する維持管理経費が多額であるため、施設や設備の老朽度を一つの基準として検討を行う。

○道の駅

- ・情報発信や市内観光誘導の機能を維持する。
- ・道路ネットワーク上の拠点施設として、魅力向上や機能の最適化に努めていく。

○その他観光関連施設

- ・観光施策における位置付け、効果を勘案しながら、維持管理経費に占める公費負担額の割合が高い施設は、収益性を高めるための検討を行う。また、民間活力が活かされる施設は、民間譲渡に向けた取組を行う。
- ・管理運営の改善に向けては、利用状況を考慮し、開館時間の見直しなども検討する。

【施設一覧】

施設分類	施設名	所在地
宿泊保養施設	大東かみくの桃源郷	大東町
	健康の森	木次町
	峯寺交流拠点施設・交流施設、三刀屋明石緑が丘公園	三刀屋町
	国民宿舎清嵐荘	吉田町
温浴施設	大東農村環境改善センター	大東町
	木次健康温泉センター	木次町
	みとや深谷温泉「ふかたに荘」	三刀屋町
	掛合まめなかセンター、掛合波多温泉「満壽の湯」	掛合町
道の駅	さくらの里きすき、おろちの里	木次町
	たたらば壱番地	吉田町
	掛合の里（展示販売場、サービス場）、掛合の里（農林産物直売所）、掛合交流の館	掛合町
その他観光関連施設	神楽の宿	大東町
	和鋼生産たら体験交流施設	吉田町
	掛合酒蔵資料館	掛合町